

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第7条第1項の規定に基づき、令和6年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I 特定調達物品等の令和6年度における調達の目標

令和6年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1 紙 類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|------------------|---------------|
| ・コピー用紙 | ・塗工されていない印刷用紙 |
| ・フォーム用紙 | ・塗工されている印刷用紙 |
| ・インクジェットカラープリンター | ・トイレットペーパー |
| 用塗工紙 | ・ティッシュペーパー |

2 文具類

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ・シャープペンシル | ・OAフィルター（枠あり） |
| ・シャープペンシル替芯 | ・丸刃式紙裁断機 |
| ・ボールペン | ・カッターナイフ |
| ・マーキングペン | ・カッティングマット |
| ・鉛筆 | ・デスクマット |
| ・スタンプ台 | ・OHPフィルム |
| ・朱肉 | ・絵筆 |
| ・印章セット | ・絵の具 |
| ・印箱 | ・墨汁 |
| ・公印 | ・のり（液状）（補充用を含む。） |
| ・ゴム印 | ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。） |
| ・回転ゴム印 | ・のり（固形）（補充用を含む。） |

・ 定規	・ のり（テープ）
・ トレー	・ ファイル
・ 消しゴム	・ バインダー
・ ステープラー（汎用型）	・ ファイリング用品
・ ステープラー（汎用型以外）	・ アルバム（台紙を含む。）
・ ステープラー針リムーバー	・ つづりひも
・ 連射式クリップ（本体）	・ カードケース
・ 事務用修正具（テープ）	・ 事務用封筒（紙製）
・ 事務用修正具（液状）	・ 窓付き封筒（紙製）
・ クラフトテープ	・ けい紙
・ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む）	・ 起案用紙
・ 両面粘着紙テープ	・ ノート
・ 製本テープ	・ パンチラベル
・ ブックスタンド	・ タックラベル
・ ペンスタンド	・ インデックス
・ クリップケース	・ 付箋紙
・ はさみ	・ 付箋フィルム
・ マグネット（玉）	・ 黒板拭き
・ マグネット（バー）	・ ホワイトボード用イレーザー
・ テープカッター	・ 額縁
・ パンチ（手動）	・ テープ印字機等用カセット
・ モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	・ テープ印字機等用テープ
・ 紙めくりクリム	・ ごみ箱
・ 鉛筆削（手動）	・ リサイクルボックス
・ O A クリーナー（ウェットタイプ）	・ 缶・ボトルつぶし機（手動）
・ O A クリーナー（液タイプ）	・ 名札（机上用）
・ ダストブロワー	・ 名札（衣服取付型・首下げ型）
・ レターケース	・ 鍵かけ（フックを含む。）
・ メディアケース	・ チョーク
・ マウスパッド	・ グラウンド用白線
	・ 梱包用バンド

3 オフィス家具等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------|-------------|
| ・いす | ・傘立て |
| ・机 | ・掲示板 |
| ・棚 | ・黒板 |
| ・収納用什器（棚以外） | ・ホワイトボード |
| ・ローパーティション | ・個室ブース |
| ・コートハンガー | ・ディスプレイスタンド |

4 画像機器等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-----------------|------------|
| ・コピー機 | ・ファクシミリ |
| ・複合機 | ・スキャナ |
| ・拡張性のあるデジタルコピー機 | ・プロジェクタ |
| ・プリンタ | ・トナーカートリッジ |
| ・プリンタ複合機 | ・インクカートリッジ |

※コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

※判断の基準のうち、最低限の環境性能を満たすものは「基準値2」、より高い環境性能を満たすものは「基準値1」と設定されている。

5 電子計算機等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-----------|----------|
| ・電子計算機 | ・ディスプレイ |
| ・磁気ディスク装置 | ・記録用メディア |

6 オフィス機器等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|----------|----------------|
| ・シュレッダー | ・電子式卓上計算機 |
| ・デジタル印刷機 | ・一次電池又は小型充電式電池 |
| ・掛時計 | |

7 移動電話等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話 ・ P H S | <ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン |
|--|---|

8 家電製品

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気冷蔵庫 ・ 電気冷凍庫 ・ 電気冷凍冷蔵庫 | <ul style="list-style-type: none"> ・ テレビジョン受信機 ・ 電気便座 ・ 電子レンジ |
|---|--|

※電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

9 エアコンディショナー等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭用エアコンディショナー ・ 業務用エアコンディショナー | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガスヒートポンプ式冷暖房機 ・ ストーブ |
|--|---|

※業務用エアコンディショナーにおいては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

10 温水器等

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートポンプ式電気給湯器 ・ ガス温水器 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 石油温水器 ・ ガス調理機器 |
|---|---|

11 照明

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ L E D照明器具 ・ L E Dを光源とした内照式表示灯 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電球形L E Dランプ |
|--|---|

※L E D照明器具（投光器及び防犯灯を除く）においては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

12 自動車等

乗用車	国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（環境配慮契約法基本方針）に基づき調達予定。
小型バス	調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
小型貨物車	
バス等	
トラック等	
トラクタ	
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
２サイクルエンジン油	

※小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ、乗用車用タイヤにおいては、可能な限り「基準値１」による調達を目標とする。

13 消火器

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

・消火器

14 制服・作業服等

調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

・制服	・帽子
・作業服	・靴

15 インテリア・寝装寝具

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は１００％とする。

・カーテン	・織じゅうたん
・布製ブラインド	・毛布（災害備蓄用を含む）
・金属製ブラインド	・ふとん
・タイルカーペット	・ベッドフレーム
・ニードルパンチカーペット	・マットレス
・タフテッドカーペット	

※タイルカーペットにおいては、可能な限り「基準値1」による調達を目標とする。

16 作業手袋

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- ・作業手袋（災害備蓄用を含む）

17 その他繊維製品

調達（新たにリース・レンタル契約を行うものを含む。）を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|-------------------|------|
| ・集会用テント（災害備蓄用を含む） | ・のぼり |
| ・ブルーシート（災害備蓄用を含む） | ・幕 |
| ・防球ネット | ・モップ |
| ・旗 | |

18 設 備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。
燃料電池	調達の予定はない。
エネルギー管理システム	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達の予定はない。
給水栓	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
日射調整フィルム	調達の予定はない。
低放射フィルム	調達の予定はない。
テレワーク用ライセンス	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
Web会議システム	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

19 災害備蓄用品（既存品目以外の10品目）

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

- | | |
|---------------------|------------|
| （毛布、テント） | ・レトルト食品等 |
| （作業手袋、ブルーシート及び一次電池） | ・栄養調整食品 |
| ・災害備蓄用飲料水 | ・フリーズドライ食品 |
| ・アルファ化米 | ・非常用携帯燃料 |
| ・保存パン | ・携帯発電機 |
| ・乾パン | ・非常用携帯電源 |

20 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は100%とする。
食堂	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は100%とする。
庁舎管理	調達目標は100%とする。
植栽管理	調達目標は100%とする。
加煙試験	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
清掃	調達目標は100%とする。
タイルカーペット洗浄	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
機密文書処理	調達目標は100%とする。
害虫防除	調達目標は100%とする。
輸配送	調達目標は100%とする。
旅客輸送	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎等において営業を行う 小売業務	調達の予定はない。
クリーニング	調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は100%とする。
引越輸送	調達目標は100%とする。
会議運営	調達目標は100%とする。
印刷機能等提供業務	調達目標は100%とする。

22 ごみ袋等

調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。

・プラスチック製ごみ袋

Ⅱ 特定調達物品等以外の令和6年度に調達を推進する環境物品等及びその

調達目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

Ⅲ その他環境物品等の調達の推進に関する事項

- 1 機構内にグリーン調達のための推進本部を引き続き設ける（別紙）。
- 2 本調達方針は、本部その他の施設を対象とする。
- 3 調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。
- 4 物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。
- 5 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
- 6 調達する品目に応じて、エコマーク等の環境ラベルの情報を活用することにより、基本方針に定める判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
- 7 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
- 8 本調達方針に基づく調達担当窓口は、経理部契約第二課とする。

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構グリーン調達推進体制概要図

